

教科「水産」研究委員会（情報通信部会）規約

（名 称）

第1条 本部会は「教科「水産」研究委員会（情報通信部会）」と称する。

（目 的）

第2条 本部会は、次のことを目的とする。

- （1）高度情報化社会への適応力をもつ生徒を育てる。
- （2）コンピュータを活用し、教科の学習効果を高める。
- （3）情報通信網を利用して教材や指導法の交流に努め、学習効果の向上を図ると共に情報を交換し合い、協力体制をつくる。
- （4）幅広く関連機関と連携し、水産情報の相互利用を図る。

（任 務）

第3条 本部会は、上記目的を達成するために全国水産高等学校長協会（以下協会と称する）総会の決定により設けられ、これらに関する長期及び年次実行計画を立案し、実現のための諸活動の推進を任務とする。

（構 成）

第4条 本部会は、部会長1名、副部会長1名、研究委員6名程度、顧問0～若干名より構成される。

（委 員）

第5条 部会長及び副部会長は協会の会員（学校長）とし、研究委員は学科や地域を考慮して選出された教員とする。

2. 各学校は学校検定委員長を置き、校長を責任者とする。

（任 期）

第6条 部会長、副部会長及び研究委員はその年の総会で委嘱を受けるものとし、任期は1年とするが、留任は妨げない。

（事務局）

第7条 事務局は、部会長所在校に置くことを原則とする。

（会 議）

第8条 本部会は年に1回以上会議をもち、重要事項を検討するほか、通信網あるいは通常の通話手段を利用して意見の交換を行い、活動を推進するものとする。

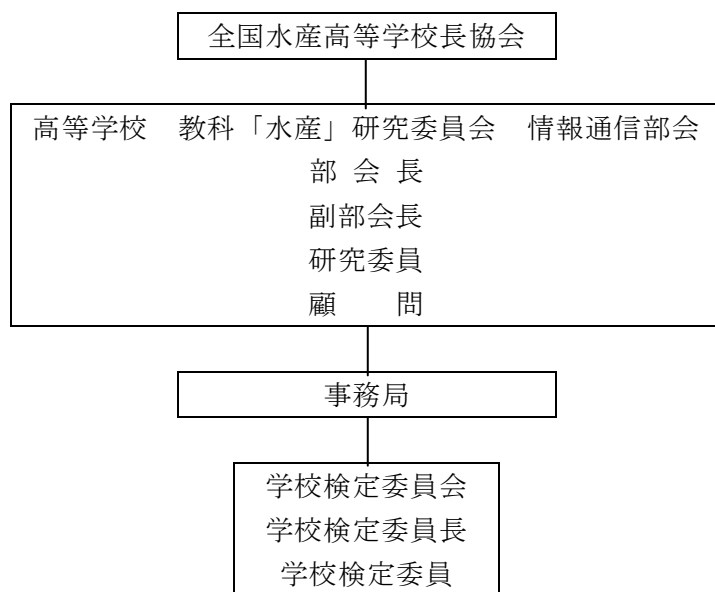
2. 議決は、原則として会議参加者の総意によるものとし、決議事項については協会理事会に諮り承認を得るものとする。

（運 用）

第9条 協議事項及び活動経過については、部会長を通し、適宜協会理事会に報告を行うほか、必要に応じ助言を求めるものとする。

(組 織)

第10条 本部会の組織は次のとおり定める。



(その他)

第11条 本規約を補うために別に運用細則を定め、また、本規約に定めない事項については、協合理事会に提起し協議決定する。

付 則 本規約は、平成9年1月22日よりこれを実施する。

平成20年5月26日 一部改正

平成21年5月25日 一部改正